○上越教育大学附属学校運営委員会規程

（平成16年４月１日規程第25号）

最終改正　令和５年３月23日規程第14号

（趣旨）

第１条　この規程は、上越教育大学附属学校統括部規則（令和４年規則第17号）第５条第２項の規定に基づき、上越教育大学附属学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 附属学校の管理運営の基本方針に関する事項

(2) 大学と附属学校及び附属学校相互の連携推進に関する事項

(3) 内部質保証に関する事項

(4) その他附属学校統括部長（以下「統括部長」という。）が必要と認めた事項

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 統括部長

(2) 学校教員養成・研修高度化センター長

(3) 教育実践高度化専攻長

(4) 附属学校長

(5) 事務局長

(6) その他学長が指名した者若干人

（委員の委嘱及び任期）

第４条　前条第６号に掲げる委員は，学長が委嘱する。

２　前項の委員の任期は,委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとし，再任を妨げない。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長を置き，統括部長をもって充てる。

２　委員会に副委員長を置き，委員長が委員のうちから指名する。

（会議の招集及び議長）

第６条　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

（定足数及び議決数）

第７条　委員会は，委員の半数以上の出席がなければ，議事を開くことができない。

２　議決を要する事項については，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を述べさせることができる。

（専門部会の設置）

第９条　委員会は，必要があると認めるときは，専門部会を置くことができる。

２　専門部会に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（事務の処理）

第１０条　委員会に関する事務は，附属学校課において処理する。

（細則）

第１１条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年規程第９号（平成17年３月31日））

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成19年規程第13号（平成19年３月22日））

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年規程第４号（平成20年３月21日））

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年規程第21号（平成22年３月30日））

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年規程第７号（平成25年３月22日））

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年規程第13号（平成27年３月24日））

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第30号（令和３年11月24日））

この規程は，令和３年11月24日から施行する。

附　則（令和５年規程第14号（令和５年３月23日）

この規程は，令和５年４月１日から施行する。